

大阪府環境審議会野生生物部会報告書

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成 26 年 8 月 1 日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、知事から諮問のあった、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 28 条第 9 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づく、紀泉高原鳥獣保護区の変更について、審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あて答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領（以下「要領」という。）第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。

なお、大阪府環境審議会条例第 6 条第 7 項及び要領第 3 条第 5 項第 6 号の規定に基づき、当部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。